

普遍的な仕組みづくりについて

■DV・ストーカー被害者など、困難な問題を抱える女性等の支援に係る普遍的な仕組みづくり

1. 議論の背景

(1) 社会的背景及びシンポジウムでの主な意見等

- このたびの川崎市での事件以前より、県内でもDV・ストーカーに関する悲惨な事件は繰り返し発生している。
- 県では、神奈川県警察が事件の検証結果を公表したことを踏まえ、県が今後取り組んでいく施策等を県民の皆様にご説明するとともに、当事者目線の被害者支援の仕組みについて県民の皆様と議論するため、本年11月7日にシンポジウム第2弾を開催した。
- このシンポジウムにおける、弁護士や女性支援団体の代表者、被害者等と知事とのパネルディスカッションや参加者との意見交換においては、主に以下の意見があった。

〈主な意見〉

- ・ 被害者は、混乱した状況の中で冷静に相談するのは難しく、意思も揺れ動いてしまふのが当たり前。
 - ・ 様々な困難な問題を抱える被害当事者を支援するためには、警察だけではなく、行政・民間団体などの関係機関が連携して、支援する側が積極的に動く必要がある。
 - ・ そのためには、県が条例といった普遍的な決まりを作り、社会全体で被害者を守っていくことを神奈川県が全国に先駆けて示してはどうか。
- DV・ストーカー被害者は、混乱した状況の中で意思が揺らいでしまうことが多いが、意思が揺らぐのは当たり前、との前提に立ち、行政、警察、民間団体などの多くの関係機関が連携し、DV・ストーカー被害者等を社会全体で支援するための普遍的な仕組みについて検討する必要がある。

(2) 現状の課題

- DV・ストーカー被害に対応するための法として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）や「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（以下「ストーカー規制法」という。）、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援法」という。）があるが、各法の所掌範囲や目的が異なるため、国、都道府県、市町村、警察、民間団体、市民の役割や具体的な連携方法などが不明瞭で、被害に苦しむ人々に対して、十分な効果が得られているとは言い難い。
- 例えば、DV・ストーカー被害については、児童虐待のような発見者に対する通報義務はなく、一時保護等の支援策や自立に向けた支援施設、加害者対応、支援にかかわる民間団体に関する規定なども不十分である。また、DV・ストーカー被害者は性別にかかわらず存在するが、男性被害者への支援策は乏しい、といった課題もある。

(3) DV・ストーカー被害者支援と困難な問題を抱える女性支援

- 生活困窮や家族の問題、心身の不調など、様々な困難な問題を抱える女性からの相談を受けている女性相談支援員の相談内容の約6割が、DV・ストーカー被害に関する相談となっている。
- また、県が令和5年度に実施した、困難な問題を抱える女性への当事者調査によると、DV被害者の7割以上が、DV以外にも複合的な課題を抱えている。
- さらに、DV防止法やストーカー規制法では、被害者に対する支援として、一時保護など、女性支援法で規定する支援策のスキームが位置付けられており、DV・ストーカー被害者支援を進めていくためには、困難な問題を抱える女性への支援との一体的な推進が求められている。

2 普遍的な仕組みを作るための方策

普遍的な仕組みについては、主に以下の手法が挙げられる。いずれの手法が望ましいのか、事前にいただいたご意見も踏まえながら議論させていただく。

※1は議会の議決が必須。2以下は議会の議決は任意。

1 条例	○地方公共団体が国の法令に違反しない範囲で自主的に制定する法規。 ○住民の権利を制限し又は義務を課す事項のほか、県、事業者、県民の責務を訓示的に定めて社会を方向付ける事項など、議会の議決を経て、法規範として定立することが要請される事項等を定める。
2 規則	○地方公共団体が国の法令に違反しない範囲で自主的に制定する法規。 ○条例の委任を受けて、住民に義務を課し、又はその権利を制限するものもある。
3 憲章	○重要で根本的なことを定めた取り決めや、基本的な方針や施策などをうたった宣言書や協約。
4 宣言	○地方自治体の意思、主張、方針を表明するもの。
5 計画	○地方自治体における行政運営上の計画であり、将来の展望や課題を明らかにし、どのような政策を展開するのかを示すもの。
6 指針	○行政目的を達成しようとする場合において、準処すべきよりどころ、基本的な方向、ガイドライン。